

- 日時 : 令和2年6月2日（火）政策推進会議終了後
午後2時15分～午後3時30分
- 開催方法 : zoom を用いた web 会議

座 長 : 令和2年3月に人権文化いきづくまちづくり条例が制定された。この条例に基づき審議会が設置されることとなり、同審議会に人権文化いきづくまちづくり計画の策定を諮問することを予定している。

それに先立ち、施策評価表の「05-01」「05-02」の人権分野については、各局にて様々な取組がなされており、全庁的に共有しておくべき事項があることから今回はそれらについての確認を行うこと及び同計画の骨子についてなにか意見があれば述べてもらうことを目的としている。

まずは事務局から説明をお願いする。

事務局 : ——資料に基づいて説明——

座 長 : 現在、人権分野の施策評価表はダイバーシティ推進課が主に記載しているが、各局が行っている人権に係る取組で該当するものがあるか、また、施策評価表には記載していないが、新たに記載できるのではないかとという取組があれば発言いただき、各局の人権に係る取組について問題意識や内容について情報共有をしたいと考えている。

併せて事務局から説明のあった計画のたたき台について、なにか意見があれば発言いただきたい。資産統括局はどうか。

資統局長 : 施策評価表「05-02」中「性の多様性に配慮した人権の尊重」について、本庁舎の多目的トイレは以前までは男性用、女性用と表示されていたが、昨年の全庁的な性的マイノリティ研修を受け、トランスジェンダーの方に配慮し、男女共用とした。

また、施策評価表「05-01」中「多文化共生の取組」について、窓口職場における多言語での電話通訳導入に伴う電話回線工事を行った。

座 長 : 取組だけではなく、課題について発言いただいても構わない。
総務局はどうか。

総務局長 : 当局としては、すべての職員が人権行政の推進者であるという意識を醸成するための職員研修を推進していく。

また、施策評価表「05-01」中「男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組」に関連のあるDVの関係について市民課窓口で対応している。

座 長 : 研修については、行った回数ではなく、その内容が職場に浸透しているか、組織としての働き方に反映されているかが重要であるため、職員の人権意識や知識に係る浸透ぶりをチェックするためのアンケートを行うなどの工夫が必要である。もし、分析ができるのであれば浸透度の薄い対象に集中的に研

修を行うこともあり得ると思う。

続いて、健康福祉局はどうか。

健福局長： 施策評価表「05-01」「男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組」中のDVに係る記載のとおり、これからも取組を推進する。

また、06の「地域福祉」について、障害者・高齢者の生活を守るため、成年後見に係る市長申立てを実施しており昨年度は16件の実績がある。

07の「高齢者支援」について、年間約100件の高齢者虐待があるため、高齢者虐待マニュアルに基づき対応を進めていく。

08の「障害者支援」について、障がい者への虐待は年間4～5件、09の「生活支援」について、DV相談件数は473件あるため、社会的弱者を守る取組を推進していく。

なお、「障がい」という記載について、「障害者計画」「障害福祉計画」では漢字で表記している一方で、「地域福祉計画」ではひらがなで表記している。事業名や法律、人権文化いきづくまちづくり条例においては漢字が用いられているため、人権文化いきづくまちづくり計画においても漢字で表記してはどうか。

座長： 「障がい」という記載に漢字を用いるか、ひらがなを用いるかは難しい問題であり、当事者の方とも意見交換し、全庁的な方針を定めていきたい。

また、当事者の方々の運動をベースに「手話言語条例」を制定したが、聴覚障害に限らない、障がいの種別を超えた情報コミュニケーションをどう確保するかが課題となっていた。この課題には障がいのある方だけでなく、母語が異なる外国籍住民も含まれるところ、人権文化いきづくまちづくり条例において情報コミュニケーションに係るインフラの整備・制度の担保について、市の役割であることが確認されており、障害者計画にも盛り込む予定である。

健福局長： 障害者だけが人権において特別なものではないため、守るべき人権の1つとしてこれからも取り組んでいきたい。

座長： 続いて、こども青少年局はどうか。

こ青局長： 施策評価表「05-01」中の「男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組」の成果⑥に記載のとおり、DVと児童虐待は密接に関係しているため、引き続き関係職員間での連携を図りながら取組を推進していく。

コロナウイルスに関連することと言えば、今年度と昨年度の3月・4月の新規の児童虐待の通報件数について、身体的虐待は令和元年度37件・今年度21件、ネグレクトは昨年度97件・今年度72件、心理的虐待は昨年度37件・今年度79件となっている。

コロナウイルスの影響で学校や保育所に通えない状況で、身体的虐待やネグレクトの発見現場は主に学校や保育所であるため、一時的に発見しづらくなっている。

また、家にいる時間が長くなることに伴い心理的虐待も増加していると分

析している。6月以降の状況は元に戻ることが想定されるため、注視していきたい。

施策評価表「04-03」中の「子どもの人権擁護のための取組」について、今年度子どもの人権擁護担当を設置し、体罰など様々な人権侵害から子どもを守るためのアンケートを実施する予定である。

また、子どもの権利を守るための第三者的な機関の設置についても検討している。

座長： 子どもへの虐待・体罰については差し迫った状況であったことから「子どもの人権擁護担当」を設置したところであり、健康福祉局では障がいのある方・高齢者への虐待について、南北保健福祉センターが同様の役割を果たしていると思うが、こども青少年局のように看板をかけたほうが良いか。

健福局長： 現時点では看板をかけるほどではないと思うが、DVと子どもへの虐待は密接に関連するものであるため、いくしあと南北保健福祉センターが密接に連携し情報を共有し、対応する必要がある。

座長： コロナの影響でいろいろと大変な面があるが、このようにWeb会議を取り入れることができたのは収穫であったと思う。

ケースによっては命に関わることなので、ケース会議など情報共有がもっと進むような取組をお願いしたい。

続いて、経済観環境局はどうか。

経環局長： 施策評価表「13-03」中の「企業内人権研修推進事業」は、引き続き行っていく。

また、日本の企業は外国籍住民を受け入れる態勢がまだ整っていない状況であるが、企業へのセミナーなどを通して、人権のみならず労働者としての権利を侵害されることの無いように、尼崎市内の企業の受け入れ態勢を整備していきたい。

座長： 企業と労働者は対等な関係であるべきなので、企業内人権研修は引き続き実施してもらいたい。

また、SDGsにおいても人権は重視されているため、企業も巻き込み様々な取組を推進していきたい。

続いて、都市整備局はどうか。

都整局長： 市営住宅の建替え事業についてはバリアフリー化を推進している。エレベーター設置はもちろんのこと、高齢者・障がい者にも配慮した仕様で改築を進めている。

民間の分譲マンションの共用部分をバリアフリー化する際は一部助成を行っている。

また、市営住宅の入居申込みにはパートナーシップ宣誓制度を活用できるようにしており、性の多様性にも配慮している。

座長： 安全と人権は対になっていることが多く、都市整備局がバリアフリーやダイバーシティの推進に果たす役割は大きいため今後も引き続き、様々な取組

を検討されたい。

続いて、消防局はどうか。

消防局長： 多文化共生分野について、外国籍住民からの119番通報に対応するため、三者間の同時通訳のコールセンターと委託契約を締結しており、5か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）に対応することが可能である。

また、救急車に搭載しているタブレットに15の言語に対応できる翻訳アプリをインストールしている。

また、企業からの依頼に基づき、外国人労働者向け防災研修を毎年7件程度実施している。

男女共同参画分野について、女性消防団員は現在52名在籍しており、地域のイベントなどに参加し、防災に関する広報活動に取り組んでいる。

座長： 企業向けに防災研修を行う際の言語はどうしているのか。

消防局長： 先方に通訳がいる。

座長： 企業向けの防災研修については、市民からのニーズも大きいように感じる。研修を活用できることを知らない企業もあるであろうから、研修制度の周知もお願いしたい。

続いて危機管理安全局はどうか。

危管局長： 施策評価表「05-01」中の「多文化共生の取組」について、避難所の位置を示す案内板には英語・中国語・韓国語で表記している。

なお、昨年度防災ブックやハザードマップについても同様に多言語化し、今年度は市内の観光協会や宿泊施設に配布する予定である。

また、今年1月17日の避難訓練から外国籍住民にも訓練に参加してもらっており、継続していきたい。

施策評価表「05-01」中の「性の多様性に配慮した人権の尊重」について、平成27年度に犯罪被害者等支援条例を制定したが、救護対象が特定犯罪死亡者の「配偶者」という記載になっている。

昨年度パートナーシップ宣誓制度が導入されたことから、制度に寄り添ったかたちでの条例改正を検討しており、既に法制課との協議も済んでいる。

改正の時期については他の条例改正との兼ね合いからタイミングを計っている状況である。

座長： 具体的にどの条例と改正のタイミングを計っているのか

危管局長： 具体的な条例名は把握していないが、ダイバーシティ推進課が情報をつかんでいるので、タイミングを合わせると聞いている。

座長： パートナーシップ宣誓制度や多言語対応については、全局横ぐしで連携すべき課題である。

防災訓練や防災研修という誰もが当事者となるテーマを題材として、外国人や障がい者などの人権問題への理解が進むような仕掛けを検討していきたい。

続いて、医務監はどうか。

医務監 : 計画の構成案では、さまざまな人権問題のところで新型コロナウイルス感染症と HIV 感染者・ハンセン病患者を 1 つの人権課題として記載しているが、HIV 感染者・ハンセン病患者はそれぞれバックグラウンドがあり、どのような病気であるか判明している。

一方で、新型コロナウイルス感染症はわからないことが多く、感染したくないという思いから差別が生まれているものであるため、並べて記載していることに違和感を感じる。

また、施策評価表「05-02」中の「令和2年度の取組」において、「新型コロナウイルス感染症に関連し・・・人権啓発ポスターの作成や市報、ホームページ、FM あまがさきなどの広報媒体を活用した周知・啓発を行う。」とあるが、たんに人権啓発に係る取組を行うだけでなく、新型コロナウイルスに関する正しい知識の普及を行う、という記載を追加してもらいたい。

座長 : 未知のものに対する恐怖が差別や偏見を生み出すため、学習すること、正しい知識を普及することは基本である。計画の個別の人権課題の中に新型コロナウイルスのことが入っているが、コロナだけを単独で記載するのがいいのかについては今後検討していければと思う。

続いて、議会事務局はどうか。

議事局長 : 施策評価表「05-01」中の「平和への取組」について、昨年度の議員からの北朝鮮による拉致被害に係る一般質問により、身近な問題であると認識するきっかけになったのではないかと認識している。

また、施策評価表「08-03」の「障害者支援」について、今年度から聴覚障がい者の方の本会議傍聴に対応するため、多言語対応の音声認識モニターを設置した。今後もコミュニケーション支援、開かれた議会の推進に取り組んでいきたい。

座長 : ブルーリボンの紹介があったが、オレンジリボンなどの取組も推進していきたい。

続いて、教育委員会はどうか。

教育長 : ——資料に基づいて説明——

座長 : こども達に人権教育を行う先生方への研修も重要である。

PTA との繋がりも重要である。例えば防災訓練をオープンスクール形式にしている事例もあるため、道徳教育も親子と学校が一体となって進めていければと思う。

各局さまざまな発言をいただいたが、施策評価表やこれから作成する人権文化いきづくまちづくり計画の作成段階においても、今後も議論を進めていきたいので、引き続き各局協力をお願いする。

これにて、本日の人権文化いきづくまちづくり推進会議を終了する。

以上